

銀行資本金機能の歴史的類型

小 島 仁

株式銀行が預金銀行の主要な姿になったのは、19世紀末の英國においてであり、今私が考察しているところの、株式銀行における自己資本金の意味という問題も、歴史的には当然にその当時まで溯る。私がこれまで金貨本位制下の株式銀行の自己資本金問題として描いたところの、銀行自己資本金のありようのいくつかのパターンは、歴史的には1913年までの時期の英國に限定されていた。ここでいう「株式銀行」とは、「手形交換所加盟銀行（クリアリング・バンク）」であり、「預金銀行」であり、「商業銀行」である。それは英國では支店銀行業を国内で広範囲に営むいくつかの大銀行を指している。現在の日本でこれにもっとも近いのは、「都市銀行」であろう。

1998年春の日本金融学会において、「銀行の自己資本規制の歴史的意義」と題する個人報告で、私が示そうとしていたことが、この第一次大戦以前の金貨本位制下での英國株式銀行の自己資本金のありようのいくつかのパターンと照らし合わせると、現代の銀行資本金のありようはどのような特徴をもつものとして把握されることになるのか、ということであった。「現代の銀行自己資本金のありよう」という言葉で私が最も念頭においているのは、1988年BIS自己資本金規制によって先進諸国の国内的・国際的銀行に課された、総資産／総負債の4パーセント以上および8パーセント以上と定められた自己資本金の意味である。だから私は当日の学会会場に拙稿「BIS規制10年」(北星論集)を予め配布し、BIS規制についての私の考え方を示しておいた。ただ抜刷の部数不足で出席者に十分に行き渡らなかったことについてはお詫び申し上げたい。

以下に金融学会事務局に送付した私の報告原稿を引用する。

「イギリス金融史を例として、厳密に歴史的な順番どおりとはゆかない

が、金融史上問題となった順に、銀行自己資本金が銀行経営に果たした意義・役割を本報告で整理し、今日銀行資本金を問題にするに際して教訓になりうるような問題点を探りたい。なおここで銀行自己資本金という言い方をするのは、他方に他人資本（借入金のこと）という概念があるのでそれと区別しておきたいからである。また資本金というとき、積立金ないしは準備金（英文でいうとレザーブ・ファンド）を含めて考える。金融史においても大概同様のことをしている。またここで「銀行」というのはイギリス金融史上「預金銀行」、「商業銀行」、そして多くの場合「株式銀行」であり、「ロンドンに本拠がある支店銀行業」がその主流であった銀行を扱う。

- (1) 銀行の貸付資金の主要な源泉・ときには貸付資金そのものとしての役割。銀行はこの場合貸し金業者に過ぎない。信用創造能力はなく、冒頭に言った意味での銀行ではない。しかし、初期の銀行はこのような要素を多分に持っていた。だから初期の銀行の資本金は割合に大きい。
- (2) 発券銀行の発券準備金をカバーするものとしての資本金。金融史上ではスコットランドの銀行が長らく発券特権を維持しているので、スコットランドの銀行とイングランドの銀行の利害対立としてこの話題が登場する。すなわち発券を行なっていないイングランドの銀行に言わせると、スコットランドの銀行は発券歩留まりがある分だけイングランドの銀行よりも不当に有利だということになる。第一次大戦後にはスコットランドの銀行は発券準備金をカバーする資本金をもつようになる。
- (3) 預金の支払準備金をカバーする自己資本金。預金の支払準備として銀行は流動性を保有し、同時にその流動性の支払能力をもつ。ここでいうカバーは「支払能力」にかかわる。負債を上回る資産の部分が資本金でなければならないことは、古今同様であろう。流動性の第一線準備が、「現金およびイングランド銀行預け金」、この部分には利子は全く期待できない。第二線準備がコール資金、商業手形割引、短期の大蔵省証券保有などで、流動性は高いが利子は低い。このような支払準備をカバーするのは、資本金と預金の歩留まり分ということになるだろう。第一線準備をカバーするのが資本金というほど厳密な関係は成立していないが、だから無関係ということにはなるまい。
- (4) 銀行の店舗資産、銀行が保有するコンソル債など、銀行保有資産の

減価引き当てのための資本金。

- (5) 19世紀末から20世紀初頭に起こった銀行合併運動では、合併に際して新株のプレミアム付き募集を行なって、合併の費用を賄った他に、都度相当の金額の準備金を積み立てていた。
- (6) 銀行が海外銀行振り出しの手形引受をロンドンで行なう際に、資本金の額を手形引受残高をカバーするものとみなしていた。
- (7) 外貨建て資産の損失準備金としての資本金。たとえば中国で営業する香港上海銀行はポンド建て資産と銀建て資産に資産を二分し、それぞれに引当金を建てているが、この銀行の資本は特に銀建て資産に生じうる損失のカバーも顧慮している。(日本の戦前の横浜正金銀行にみられる在外支店為替基金の存在は、香港上海銀行の場合の銀資準備金に相当するものであると考える。)

以上は全て基本的に第一次大戦以前のイギリス金融史に見られた銀行資本金の存在理由であるが、銀行資本金のこのような存在理由は歴史的事情の変化を顧慮して考えると今日も基本的には存続しているものと思われる。もとよりこのような「一般化」に際しては、歴史的縦軸が横倒しになって異なった銀行種類に分かれて現れるとか、その間に生じた本位制の変質、国際取引の盛衰、統制経済の榮枯に応じて、ある要素は弱まり別の要素が強まるという「読み替え」が必要となろう。なにしろ金貨兌換の金貨本位制から、金為替本位制、変動相場制へという変化は、無視できるものではないからである。

以上の歴史的類型の中で今日の変動相場制の下でもっとも注目されるのは、銀行の国際取引の発展に応じて現れる資本金機能の類型である(7)の外貨資産損失準備金であろう。(6)の手形引受カバーは第一次大戦前という歴史的条件の下での海外取引に伴う危険準備として、むしろ(7)の外貨資産損失準備の類型に、一般には合併してよいと思う。」

ところで1998年春の日本金融学会での個人報告で、「歴史的」と銘打って報告しながら、私が第一次大戦以降について抽象的以上の言及をしないものだから、予定討論者の吉田真弘先生は、とうとう第一次大戦以降にも言及する討論を開いた。「歴史的」という以上、確かに第一次大戦以降に全く言及しないで済ますことはできまい。少なくとも吉田先生

の討論に応えるためだけにでも、 そなならざるをえない。私が金貨本位制下の英國の株式銀行の自己資本金の意味としていくつかのパターンを挙げたのに対して、報告会当日行なわれた質問ないしは討論は、後日学会事務局に提出された原稿によれば次の通りである。

松本久雄先生（新潟経営大学）のご質問は次の通りであった。

「会場で配布された「報告メモ」の 8 頁の手書き部分に「預金の支払い準備金を、現金+イギリス銀行預け金として保持する。この支払い準備金をカバーしているのが資本金+積立金、特に積立金である」と書かれていますが、この「カバーしている」ということの内容をご説明頂きたい。」

実はこのご質問どおりでは意味をなさない。「預金の支払準備金をカバーしているのが資本金+積立金であるとはどういう意味か」というご質問と理解したい。

吉田真広先生(国学院大学短期大学講師)の予定討論は次の通りであった。

「報告では、今日の自己資本規制における自己資本の銀行信用上・銀行経営上の位置付けについての分析を展望しつつ、19世紀末から20世紀初めまでの銀行の自己資本の役割について検討が行なわれた。特に、ロンドン株式銀行における自己資本が現金性・長期性・損失補填性などの意義を持っていたものと分析された。報告の特徴は二つあるものと思われる。1つは、自己資本規制を単なる銀行の経営上の問題ではなく、ポンド体制とドル体制という異なる国際通貨体制においてではあるが、非対称的な国際金融環境において捉えようとされた点、もう1つは自己資本規制の妥当性について歴史から教訓を得られようとした点である。報告では、確かに現代の自己資本の性質との比較上、興味深い結論を導かれている。また歴史から今日の自己資本の役割の基本的姿を見る視点も賛成したい。ただし、よくわからない点もあるので、質問させていた

だく。

報告では、19世紀から20世紀初めのイギリス株式銀行では、自己資本は引受け信用の供与力の基礎であり、自己資本の現金性による支払い準備金としての役割を担っていたとされた。しかし、第1次大戦後のマクミラン報告では、銀行の引受け量に対して預金量が問題とされている。

第1の質問は、国際金融市场の中心に位置するロンドン銀行のように常備性の強い外国預金を確保できる場合には、自己資本の意義はどのように位置付けられるのか、という点である。

第2の質問は、株式銀行の信用供与力についてである。報告では、株式銀行の資本金と積立金が預金額の伸びを制限するとされた。しかし、一般には、国内取引と対外取引がその信用を必要とする規模によって、また「それを反映する限り」において、中央銀行の供給するペースマネーによって、銀行預金量が規定されるのではなかろうか。この点について小島先生の意見を伺いたい。

第3の質問は、今日と当時の国際金融環境の違いについてである。報告では、当時中心国たる株式銀行のみが自己資本による引受け規制をしていていたのに対し、現在米国の銀行に比べて為替負担の大きい周辺国の銀行にも自己資本規制が求められており、これは不当であるとされた。この批判は一面では正当であろう。しかし、他面では今日の銀行が常に資本逃避の危険性にさらされていることも事実である。つまり不当かもしれないが、現金性・損失補填性を持つ自己資本による規制が必要とされている銀行経営上の脆弱性も存在する。むしろ、自己資本規制が構造的に必要とされている点に今日的特徴があるのではないか。」

私はそれらの質問および討論への応答をこれまた原稿として学会事務局に送ったが、この場合の原稿はあまり紙幅をとれないから、書くことが意に満たず、大いに説明不足である。この質問と討論に応えるためだけにでも、もっと紙幅を費やして議論をしたいと思っていた。それも急いで。上記のような質問と討論に対して、私が「回答」として事務局に送ったのは次の原稿である。

「吉田真広先生は、1. 中心国銀行の場合には、安定的な外国からの預

金残高は信用の基礎になるのではないか， 2. 銀行預金量を規定するのは， その銀行自身の資本金ではなく， 中央銀行のベース・マネーではないか， 3. 周辺国銀行が為替リスクを一手に背負うのが不公平なのはそのとおりだが， しかし国際営業には為替リスク以外にも大変なリスクがあるから， それ相当の資本金を備える必要があるのではないか， という 3 点を質問しておられる。

第 1 点については，「それはそのとおりだが， そのことで資本金の必要がまるでないかのように言うことはできないだろう」， とお答えしたい。預金には銀行から引き出されることのないいわば歩留まり部分がありうることは， 昔から知られている。しかしそのような歩留まり部分というのは， 数量化することが極めて困難である。金融史の話題は多くの場合数量化して語られており， たとえ経験的にそのような部分が存在するのが明らかであっても， その他の数字は全て確定値なのであるから， 確定値と組み合わせて語るのは非常に難しい。たとえば第一線準備が預金の 8 パーセントであるとしておきながら， 他方で資本金が資産の 5 パーセントであるといって， 両者の食い違いを意に介しない理由はどこにあるか。預金の歩留まり部分を想定しているからではあるまい。もっともある水準の歩留まり部分が確定的に発生しうる事情があるのであれば， 話は別であろう。私自身もある論文の中で， 為替銀行の為替基金をカバーしうる要素の中に， 「銀行が現地において預かる安定的預金残高の存在」を数え， 横浜正金銀行の中国での営業に際して， 日本の對中国借款に関する中国の官省からの預金が安定的残高になった， という例を指摘している。

第 2 点は， 今日大層悩ましい論点である。現在 BIS 資本金規制が厳しく働いているので， 資本金調達が難しければ， 銀行は現に資産・負債構造の全体を資本金に合わせて縮小する傾向にあるではないか。国際環境の変動の影響も著しい。先日のタイム誌ではリチャード・クー氏が， 「1 円の円安になると日本の都市銀行の全体で実に 1 兆円の資産圧縮が起こる」， と言っていた。資本金が円建てなので外貨資産に対して都銀の資本金が目減りするのだ。しかし 1930 年代—50 年代の英国のように政策的に強く規制されている銀行制度の場合であれば， 単純にベースマネーが支配するかもしれない。ノーマン・マクレー「ロンドン金融市场」には，

少なくともイングランド銀行が当時そのような操作を意図していたことが描かれている。要するに私の申し上げたいことは、問題は歴史的与件の如何に関わるということである。

第3点は、仰せの通りである。

松本久雄先生の「銀行資本金が、現金＋イングランド銀行預け金をカバーする、とはどういうことか」というご質問に関しては、もし当時の私の報告で「資本金」が「現金＋イングランド銀行預け金」と常に同額かあるいはそれより大きい、と言っているように聞こえたとすれば、そのようなことは到底実証できそうもないで、「そんな厳密な関係は成り立っていない」、とお答えするしかない。私の別の論点で、「資本金（実は資本金＋準備金）が手形引受の期末残高と同額」としていたのは、実際に当時の銀行の公表バランス・シートでそうなっているのである。「カバー」というときは、支払準備が流動性を備えなければならないということの他に、支払準備が銀行にとって支払可能なものでなければならぬことを指摘するのである。資本金という自己資金であれば、支払可能性について全く問題ない。さきに吉田先生は、資本金以外でも預金の歩留まり部分はそのような要因に含めていいのではないか、という質問をされたのだった。

今回の報告に際しては、私が第一次大戦以前のイギリス金融史における銀行資本金の機能を現代にまで一般化する方向で議論したので、一般化のありようや、それ以降の時代との比較やが質疑・討論に参加された先生方の興味の中心となった。そのため単に金融史の一時期に限定して研究していた時とは違う、広がりのある議論になった。松本先生、吉田先生への以上の答弁は、十分に私の意を尽くしたものではない。この件を主題にして「銀行資本金機能の歴史的類型」という論文を下書きしているので、出来上がったらお二人にお送りして再度ご意向を伺うことにしたい。」

本稿では第一次大戦後の英国について、第一次大戦前の英国とは株式銀行の自己資本金の意味でどう異なった（あるいは同様の）ありようが行なわれることになったかについてだけ述べたい。しかしこの3つの限定をつけて行ないたい。一つ、議論を英国に限定する。二つ、材料を著

名な報告書に限定する。すなわち、マクミラン委員会報告書、ラドクリフ委員会報告書、ウイルソン委員会報告書。(注1)三つ、本稿の目的は歴史的分析ではなく、問題の発見ないしは提起である。

それにしても、金貨本位制下(第一次大戦以前)と金為替本位制下(第一次大戦以後)ましてや変動相場制下(1970年代以降)の問題を、すっかり同様に議論することは、本来是不可能だろう。金貨本位制の時代であれば、通貨の所持者が甚だしいインフレを憂える必要はなかった。また通貨の所持者が通貨が外国通貨に対して激しく減価することを憂えることもなかった。もし金貨本位を続けるのであれば、政府は何がなんでも金流失を止めて、通貨安定を計らねばならなかつた。ドル本位の変動相場制の今日では、通貨の所持者は何でも憂えなければならない。これを同列に扱うことは元来不可能である。吉田先生が「討論」の中で提起された問題の全てには、残念ながらにわかにはお答えできない。ただ、これだけは申し上げておきたい。(1)預金の議論は銀行について行なっているのであって、国が、基軸通貨国が、あたかも一個の銀行であるかのように「預金を獲得する」という設定は、そのような設定もありうるかもしれないとは思うが、ここでは論評しない。ただ念のために、「預金そのものの中から支払準備が得られる」という発想についてだけ、論評する。厳密にはこれは吉田先生が質問されたこととは別のことである。あくまでも、念のためである。(2)第一次大戦前の株式銀行手形引受けと間大戦期の株式銀行手形引受けの性質の異同については、歴史的な国際金融環境全体の変化に亘る複雑な議論になるので、今回はお応えできない。

ところで1920年代から1970年まで、英国の株式銀行は、預金という負債に対する現金比率と流動比率を、慣習としてかなり固定した比率で保有していた。そして資本金がそれらをバックアップしていた。この話題について具体的に説明してゆくと、お二方からの質問のいくつかの意味が明瞭になってゆくようと思われる。具体的な引用を交えながら以下ご説明したい。

「株式銀行全体としては、預金に対して10パーセントないし11パーセントの現金比率を維持している。」(マクミラン委員会報告71項)この「現金比率」は、「手許現金およびイングランド銀行預け金」である。

「現実の現金準備の背後に、銀行は、預金引き出しに対応するのに必要

なとき、迅速に現金化できる大量の資産を保持している。流動性の高い順に示すと、これらの資産は次のとおりである。……コール資金および短期通知貸し——通常は預金の7-8パーセント。為替手形および大蔵省証券——通常は預金の約13-15パーセント。短期・長期の債券および株式（大部分は英國政府証券）から主として構成される投資——通常は預金の約16パーセント。」（マクミラン委員会報告80項）

現金準備すなわち「手許現金およびイギリス銀行預け金」は銀行に金利をもたらさないから、このような部分を銀行が保持せざるを得ないことは、銀行にとってのコスト負担となる。同様のことは上記の「迅速に現金化できる大量の資産」つまり流動性についてもある程度いえることである。そのような現金準備のコストを賄うものは何か。

「……（預金の）払い戻しに応ずるために、即座に利用しうる……現金の手当てをしたあとで、われわれは残りの資産をどのように運用するかを考えねばなりませんが、そこには二つの原則があります。第一に、預金の減少による現金の流出があった場合に、現金を補充することができ、そうしたあとでも非常に多額の流動資産をもつていただけるように、われわれの資産の大きな部分を流動的な形で保有しなければなりません。次に第二の点は、われわれは利益を出さねばならない、ということです。よくご承知のように、われわれの経費は高くつく……したがって、われわれは資産の残りを利益確保のためできるだけうまく利用するようにしなければなりません。そこでわれわれは、第一に流動性と第二に利益という二つの目的を達成しうるように資産をいろいろな形で運用します。」（マクミラン委員会報告書82項）

つまり、流動性を準備した後に残った銀行の資金を運用して得られた収益によって、流動性の費用を賄うという発想である。これはこれで当然の発想だが、第一次大戦前の銀行家が通常このように考えたかどうか。この場合銀行の自己資本金は、銀行の資金運用の結果起りうる損失を賄うという役目を負うことになる。そのような間接的な形でのみ資本金が現金準備をカバーするという、これは発想である。

「不測の当座貸し越し申し込みに応ずる余裕をのこすのみでなく、流通または交換戻済のための現金需要に応ずるため、銀行は伝統的に非常に強い資金ポジションの維持を欲する。流動性比率のために、銀行はそ

のもっとも流動的な資産（現金、コール・マネー、ディスカウント・ビル）がその総預金（当座、預金、およびその他勘定）の 30 パーセント以下にならぬようにする慣例を次第に確立した。またのこりの資産（総預金の 70 パーセントに銀行の資本金を加えたもの）については、銀行は総預金の 60 パーセントまたはそれ以上得意先に対する貸し出しに利用しようと考えていた。ところが、である。「1930 年代の不況下においては貸し出しへの需要が急激に減少し、銀行の総預金の約 43 パーセント以上を貸し出しに充てることはできなかった。戦時体制の下では、この比率はさらに 20 パーセント以下に落ち、近年に至って資金需要の大幅な回復が見られたにも関わらず、貸し出しの総預金に対する比率は漸く 38 パーセントに達したにすぎない。」（ラドクリフ委員会報告 139 項）

つまり、間大戦期にも第二次大戦後にも、銀行は貸し出しを伸ばしたかったが全然伸びなかつたと言っているのだ。これでは資本金は全くの重荷のように感じられる。ちなみにラドクリフ委員会報告書 135 項の側に掲げられている第 8 表「ロンドン交換所加盟銀行負債および資産・1958 年 12 月 31 日」によると、総預金 7,199 百万ポンド内当座預金は 4,227 百万ポンド。払い込み資本金および準備金 212 百万ポンドで、総預金の 2.9 パーセントである。他方で、手許現金およびイギリンド銀行預け金が 586 百万ポンドで、総預金の 8.1 パーセント。その中で、手許現金は 374 百万ポンドで総預金の 5.2 パーセント、イギリンド銀行預け金は 213 百万ポンドで同じく 3.0 パーセント。

「すべての銀行はその「適格負債」—— ほぼポンド預金とポンドに転換された外貨預金とを合算したもの —— の 12.5 パーセントより少なくないう額に相当する「準備資産」を保有することを要求される。準備資産はイギリンド銀行に対する残高、大蔵省証券、割引市場に対するコール資金、一定の他の手形、そして満期まで 1 年未満の政府証券より成る。」（ウィルソン委員会報告書付録 3 の 3.22 項）

「1978 年末現在、銀行のポンド建て資本は負債総額の 4.6 パーセント」（同 3.19 項）但しここでいう「銀行」は、商業銀行、貯蓄銀行、住宅金融組合、割賦金融会社であり、「英國における預金受入機関」の総称である。（ウィルソン委員会報告 143 項）手形交換所加盟銀行だけを取り出す意味がだんだん少なくなってきた。それどころではない。英國銀行

と外国銀行を区別する意味さえ少なくなってきた。英國の銀行の勘定がポンド建てと外貨建てに分かれ、しかも総じて外貨建ての方が激しく伸びている。

ざつとみてきた英國の銀行のこのような現金準備の推移を、単純に総括するのは危険である。時期によって異なった金融環境が存在したからである。こういうと、私の立論の趣旨をあいまいにしてしまうかもしれないが、やむをえないと思っている。

資本金が現金準備を「カバー」するという意味は、資本金が銀行の支払い能力、財源、となっているという意味である。資本金は一般に株式会社の営業においてありうべき損害への支払い能力の範囲を示している。株式銀行も株式会社であるから同様であるが、それにしても銀行の銀行らしい損失は、貸し倒れ引き当てと、預金の支払い準備を現金で維持するコストについて生じる。預金の支払い準備という場合、たんに現金を何パーセントか準備しているということだけでは不十分であって、銀行資産の中のある部分を現金というまったく利子を生まない形で維持していくと銀行の経営負担にならないような財源、自己資金であればこのような財源になりうるだろう、が必要なのである。それが資本金である。かといって、現金とまったく同額以上の資本金があることが「カバー」としては理想的でもあろうが、現実には支払い準備としての現金よりも少ない額の資本しかない場合があっても、やはり「カバー」と言っている。それは「預金の中で払い出されない歩留まり部分」が、予想よりは多く存在するという経験的認識が銀行家にあるためである。この点はお二人にも興味のある論点と思うので、報告書が行なっている説明の事例を引用しつつ、説明を続けよう。

「銀行預金を、一般公衆が貯蓄あるいは、さしあたり使うあてのない金額に相当する現金の預託を通じて、創出するものと考えるのは不自然ではない。しかし、預金の方は銀行自体の行動から生み出される。というのは、貸付けを付与し、当座貸し越しによる資金の引き出しを認め、あるいは証券を購入することによって、銀行は、その帳簿上に、預金と同等のクレジットを創出する。簡単な実例が以上のことと明確にするであろう。この例では、便宜上すべての銀行業務が一つの銀行に集中していると仮定する。顧客が銀行に現金で1,000ポンドを払いこんだとし、

顧客の要求に応じるため実際に現金で保有する必要があるのは、銀行預金の 10 パーセントにすぎないことが経験から判断されるとしよう。とすれば、受け取った 1,000 ポンドの現金は明らかに 1 万ポンドにのぼる預金の支えになるであろう。銀行がつぎに 900 ポンドの貸付けを供与するとしよう。銀行は顧客のために 900 ポンドの信用を設定し、顧客がその信用に基づいて 900 ポンドの小切手を振り出すと、その小切手は、われわれの仮定では銀行の別の顧客の口座に払い込まれる。銀行は今、当初の預金 1,000 ポンドと第二の顧客の分 900 ポンドの両者をもつ。こうして預金は 1,900 ポンドに増加し、銀行はこの額を支払うべき義務の見返りとして、(a)預託された当初現金 1,000 ポンドと、(b)900 ポンドの貸付けを返済すべき顧客の義務、とを保有する。これと同じ結果は、銀行が顧客に 900 ポンドを貸し付けるかわりに、同じ額の証券等を投資として購入しても生じる。銀行が支払いのために振り出した小切手は売り手の口座に払い込まれ、売り手名義の金額 900 ポンドの預金が生まれる。この後者のケースでは、銀行は総額 1,900 ポンドの債務の見返りとして、(a)当初 1,000 ポンドの現金と、(b)投資として購入した証券等、とを保有する。銀行は、貸付けまたは証券等の購入の過程を、創出された信用または購入された証券等が現金で当初預託された 1,000 ポンドの 9 倍に達するまで持続することができる。」(マクミラン委員会報告 74 項)

これは銀行の信用創造の説明に当たる。何故こんなに長々と引用したかといふと、私たちが問題にしている「預金の歩留まり」なるものが、ここに間違いようもなくはっきりと示されているからである。上記の引用文中では預金の 90 パーセントが常に「預金の歩留まり」と想定されているのだ。

だからたとえば、預金の 10 パーセントの支払準備が預金の 5 パーセントしか存在しない自己資本金によってカバーされている、というような直接的な議論をする際には、90 パーセントと想定されている預金の歩留まり率は、実は安全動機のために低めに想定されたのであって、真実の預金の歩留まり率は 90 パーセントではなくて、あるいは 95 パーセントかもしれない、と思えばよいではないか。もちろんこれでは見方が直接的に過ぎる。資本金はもう少し間接的に現金準備をカバーするだろう。この間接性の度合いによって、実際に必要とされる資本金の比率が割り

出されることになるだろう。もともと資本金には、銀行のありうべき営業損失の補填というもっと一般的な役目がある。現金準備イコール資本金は、一つの極端なケースに過ぎない。

吉田「ベースマネーによって中央銀行が株式銀行群の貸し出しを／従って株式銀行群の預金をコントロールしようとするのではないか」ベースマネーは、民間銀行が預金の支払準備金を中央銀行への預け金としているから、もし中央銀行が民間銀行の預け金を増やさせたり、減らさせたりすれば、支払準備が減ったり、増えたりすることによって、民間銀行の貸付けが増えたり、減ったりする、という中央銀行の金融技術を意味する。つまり中央銀行への預け金が、その増減によって金融システム全体の資金量の増減に繋がる「ベース・マネー」だというわけである。銀行が貸し出しを増やすと、資金を銀行から借りた者は、資金中未使用の部分をその銀行、あるいは別の銀行への預金とするだろうから、銀行制度全体では貸し出し増が預金増加に繋がるという次第である。このとおりうまくいったかどうかは別として、イギリンド銀行にこのような政策意図があつただどうということは、間大戦期のマクミラン委員会報告でも、戦後1959年のラドクリフ委員会報告でも、伺い知られる。中央銀行が民間銀行にとっては支払準備金に当たる中央銀行預け金を増減させるような政策を取ることによって市中の資金の増減をコントロールするという考え方の下では、民間銀行側の資本金はまったく受動的な地位に追いやられていることになる。つまりこのような中央銀行の政策に応じて自動的に増減せねばならぬ受動的な地位に資本金が貶められているのである。

間大戦期の株式銀行が得ていた預金は、ポンド預金ではあったが、その中のかなり大きな部分が海外銀行からの預り金であった。間大戦期においてもロンドンは、手形市場を中心とする世界一の金融市場であって、多くの外国銀行がロンドンに支店を置いていたが、それらの海外銀行のロンドン業務の基軸は英国の大株式銀行のどれかとの連携であった。このような傾向は既に第一次大戦直前のロンドンに見られたものであったが、その傾向が引き続き発展したのであった。ただ、英国はもはや金貨本位ではない。金為替本位になっている。国内だけでいえばイギリンド銀行依存でよくとも、海外銀行との関係では英國株式銀行が独自にリ

スクを取らざるをえない場合が出てくるであろう。

さきほどの松本先生の「資本金が預金支払い準備のカバーとなっているとはどういう意味か」という質問は、その後長らく私を悩ませた。この質問の趣旨を単に論理的に受け取れば、預金の支払い準備は、流動性(liquidity)を満足させるだけでは不十分で、財源(solvency)を伴って始めて完全となる、とでも答えることになる。実際に私は学会当日はそう答えたように覚えている。ところで私がその後なお悩むに至ったのは、この質問の背後にある松本先生の真意を模索するからであった。あるいは松本先生は、英國金融史の歴史的現実に当てはめてみて、私のいわんとするところがしっくりとこなかったのではあるまいか。松本先生御自身優れた金融史家でもいらっしゃる。論理だけはっきりしても、それが史実とどのように関連したのかがわからなければ、現実性がない。私も普段そう考える。

金融環境の推移を念頭におきながら、支払い準備の姿を現代まで辿つてみると、次のように描けるだろう。

第二次大戦後はまず管理通貨制の色合いの濃い準備制度への考え方が始まった。イングランド銀行はベースマネーの管理を通じて英國の資金を管理しようという発想で通貨制度に取組んでいたが、この時には支払準備金は以前は現金プラスイングランド銀行預け金であったのが、専らイングランド銀行預け金になっている。イングランド銀行は預金額の28パーセントの流動性比率といふいわば第二線準備にまで着目し、通貨政策の中心は第二線準備へ移動した。たとえば、ディスカウント・ハウスへの預金、大蔵省証券の保有、割引適格銀行手形の保有という第二線準備の中で、大蔵省証券の市中への供給を抑制することで、それを通じて銀行の貸し出し量／預金量を抑制しようという政策がとられたことがある。しかしその政策は目的を達せず、イングランド銀行は直接に株式銀行に貸し出し量を抑制するように上限を指示したという。英國のインフレ抑制のためである。準備率に関する政策は1970年代に大きく変更したが、既に1960年代に遡って起こっていたユーロ市場の発達と株式銀行のユーロとの関わり、1970年代の国際的な変動相場制への突入によって、株式銀行における資本金が重要なものとして登場することになった。これは一言で言えば、株式銀行が直接に外国銀行とかかわり、外国銀行が

ロンドンにおいてユーロ市場取引を行なう「つなぎ役」となることによる、資本金の新しい位置づけによってである。まず準備率に関する政策の変化を眺めよう。以前の第二線準備に着目する通貨政策は、1971年以降一層強化された。即ち1971年以降は、以前の28パーセントとされていた流動性準備は、12.5パーセントの準備比率に落とされ、また準備資産適格資産は以前の流動性準備資産の範囲より一層拡大された。すなわち、割引市場でのコール・マネーと、短期国債が、新たに追加された。しかしこの準備比率を操作することによるインフレ抑制は成功せず、実際にはイギリス銀行が直接に株式銀行における預金の伸びを抑える所為によって具体的な対応策としていた。そして1981年の準備率の見直しでついに「劇的」政策の登場となる。準備比率という考えが一旦放棄され、それに換えて、金利水準を管理することによって企業の銀行からの借り入れを抑制するという政策がとられることになった。このように「マネーサプライを準備比率によってではなく、金利のコントロールで抑える」という新政策の登場があって、準備との関係では管理通貨制度になって以来もともと受動的な地位しか与えられていなかつた銀行自己資本金の意味は、ここにほとんど失われるようになった。もちろん金利による通貨コントロールも絶対的なものではありえず、準備率の支持者も銀行界には大勢いる。要するに金利も準備率もどちらも絶対的手段ではないが、その両方が中央銀行の通貨コントロールについて重要な技術であろうという認識が存在するだけである。

ユーロ市場を引き寄せたことがロンドンを救って、その国際的地位を再び強めたとはいいうものの、英国内信用の中心である株式銀行はこれによって国際業務という非常に不安定な業務を抱えることになった。しかもポンド建てではなく外貨建て（主にドル建てだが、実際にはマルク、円も加わるだろう）勘定をもつ、しかも益々増加している部分は外貨建て勘定であるという、英国金融史上はじめての状況を迎えた。ブレトンウッズ体制が存続しているうちはまだよかったが、1970年代に変動通貨制となると、この外貨勘定の部分はますます不安定度を高め、特にポンド建て勘定との間の関連は単純な原理ではとても表現できないものになつていて。英國の株式銀行はその内部に国内通貨建てと外貨建ての二重の勘定をもつことになった。このような場合、資本金は元来は双方の勘

定に別々に必要である。すなわち国内通貨側の資本金と、外貨勘定側の資本金と。日本の例を挙げて説明すると、もし資本金が専ら国内通貨側でしか建っていないとすれば、通貨の対外価値の変動（困ったことにこれが極めて自由に生じうるのが変動相場制である）の都度、銀行の外貨建て資産の価値が変化し、従って BIS 規制のように資本金の対資産比率を特定している場合には、必要な資本金の額が変化してくる。数ヶ月前の円安に際して、リチャード・クー氏の発言が以前タイム誌に載ったが、彼はこのようなことを言っていた。「円が 1 円安になると、日本の都市銀行の海外資産の価値が 1 兆円分上がり、もし資本金を新たに調達できない場合には、日本の銀行は全世界で 1 兆円分の資産圧縮を迫られるだろう。」銀行にとっての邦貨・外貨・二重勘定というものの恐ろしさの一端を、よく物語るエピソードではあるまい。

このような 1981 年以降の英国株式銀行の姿は、これをもし第一次世界大戦以前の英國金融史へもってゆけば、一体何に該当するか。これは 20 世紀初頭の金融史でいえば、英國の銀行としては異端の「植民地・海外銀行」の姿だ。たとえば香港上海銀行の姿の中に見られる金建て・銀建て二重勘定がそれだ。今日の英國の株式銀行の姿は、20 世紀初頭で喻えるならば、株式銀行ミッドランド銀行が香港上海銀行を合併して、ひとつの銀行経営としているようなものだ。あるいは英國が中国を完全に支配していたのであれば、そして中国の通貨改革を行なって中国を当時の日本がそうであったような金本位制国にでも変えていたのであれば、何の問題も生じないかもしれない。當時英國にとって印度が通貨的にあまりトラブルの種にならないのは、英國が印度を植民地として徹底的な収奪を行なっていたからである。通貨的には印度省手形と逆印度省手形というからくりが英國とその属領印度の為替関係を安定させていた。これはただ成り立つ技術的関係ではなくて、英國の印度支配がその前提である。19 世紀の経済史を通じて西洋の金本位制とは異種の本位制であった銀本位制の東洋との貿易取引とそのファイナンスを、西洋の通貨制度と銀行制度がどのように処理するかは、深刻な問題であった。「植民地・海外銀行」というありようは、その一つの解決であった。それは支店営業をしなければならない銀本位国に、銀資本にカバーされる銀建て準備金を置くことを中心として経営される。そしてこのような銀行は特殊の銀

行として、本国の銀行とは切り離して考えられる。本国の金融システムとの接点は、株式銀行であった。株式銀行がこれらの特殊の海外銀行のロンドン業務の拠点となる。株式銀行はこれらの海外銀行のポンド建て預金を受入れ、業務上の必要からこれらの銀行がロンドン宛てに振り出す手形を引受け、これらの銀行がロンドンで適当な金融資産に投資するのを助ける。海外から貿易のためにロンドン宛てに振り出された手形はその多くが引受商社に引き受けられたが、その代金は株式銀行の預金口座に入るるのである。

1980年代以来銀行についての二種類の改革が進行中である。一つは銀行が一言で言えば証券業との垣根を取り払おうというユニバーサル・バンクへの道である。もう一つは、銀行が為替銀行と一体化するといふいわばインターナショナル・バンクへの道である。前者についてはそれなりにいろいろの議論が行なわれている。ところが後者については、その深刻さの認識について、前者ほどの議論が存在しているように思えない。もし先進国諸国の代表的な預金銀行が為替銀行と一体化したとするときどのような困難、どのような問題が起るか。その問題の性質を一言で述べてみよう。それは、こういうことだ。そもそも為替銀行には、その営業において、為替裁定という方針と、金利裁定という方針の二つが存在する。為替裁定とは、世界中の為替相場を比べて、高い通貨を売り、安い通貨を買うという方針である。もう一つは、資金の調達において、世界中で最も金利の安い国で借りるという方針である。投資銀行なら、世界中で最も金利の高いところで貸すという方針が付け加えられるだろう。ところが為替銀行において、為替裁定と金利裁定がどのように調和するのかという答えは、原理的になぞ存在するわけがない。しかし為替銀行はこのような調和を絶えず求めなければならない。ますますインターナショナルな性質を加えつつある現代の大預金銀行というものの度し難いところがここにある。為替銀行が安全弁として使っているのは、その為替営業上の必要で各国に置いてある為替基金と呼ばれる資金である。ごく単純に性格付ければ、この資金は為替銀行の資本金で、可能な限りその支店の置かれている国の通貨建ての資本金で、カバーされている。私が從来盛んに主張してきたこのモデルは、金本位制国の為替銀行が20世紀初頭に銀本位国に支店を開き、金本位国と銀本位国を結ぶ貿易

取引を行なっていることを事例としていた。やがて金本位制国から銀本位制国への投資が起こったさいはやはりこのルートの上を流れた。例えば日本の對中国西原借款がそうであった。それにしても貿易のための為替営業を中心に組み立てられた議論という点は否みがたい。

ところで深町郁哉先生に「為替媒介通貨」という概念があり(「現代資本主義と国際通貨」, 岩波書店, 1981年), 吉田先生はこの「為替媒介通貨」概念を援用しながら、「為替銀行間の預金残高」ということばを使っている。該当個所をそのまま引用しよう。「為替媒介機能とは, 文字どおりの意味で言えば, 2国間の通貨取引を媒介する機能である。今日, こうした取引は, 主として為替銀行間の預金残高を通じて行なわれる。非国際通貨国の貿易業者や銀行はその円滑な取引のために, 国際通貨国の為替銀行にその通貨建ての流動性預金を維持する。そのため, この預金残高は, 一方では「決済」手段となっているが, 他方では資産の運用の側面をもつことになる。為替媒介機能にはこの2つの側面が含まれる。貨幣論的レベルでは, 前者は支払い手段から発生した信用貨幣による「決済」機能, 後者は信用貨幣による支払い手段の準備金としての機能であろう。ただし後者はこの貨幣論的な機能に留まるものではなく, 貨幣資本または利子生み資本としての側面を合わせもつている。」(吉田真広「今日の国際收支と国際通貨」梓出版社, 1997年, 148-9ページ) ここで「非国際通貨国の貿易業者や銀行はその円滑な取引のために, 国際通貨国の為替銀行にその通貨建ての流動性預金を保持する」とされている「流動性預金」。「支払い手段となっている」それ, は私の歴史的概念では「為替資金」に該当すると思うがどうか。また, 「信用貨幣による支払い手段の準備金としての機能」を果たすものとされているそれ, は私の歴史的概念では「為替基金」に該当するものと思うがどうか。私は前者の「為替資金」の存在は当然のこととして, 後者の性質をもつ「為替基金」の存在を盛んに強調してきたのであった。上記の引用中で, 「国際通貨国」は米国のことだ。「非国際通貨国」は米国以外の国々だ。「国際通貨」は当然のことながらドルのことだ。「為替銀行」と呼ばれているのは大規模な為替銀行業務を現実に展開している銀行のことであるから, たとえば日本では都市銀行のことである。この極めて重要な議論を本稿でこれ以上展開する余裕はない。ただ銀行資本金という概念がこれに関連していく

るのではないか、そもそもしそうであれば、論理的かつ歴史的にどのように関連してくると思われるのか、逆に私のほうから吉田先生にお尋ねしたいのである。現代の金融に BIS 自己資本金規制が果たしている深刻な意味を考えるだけでも、まさか無関係であるとはお考えにはならないだろう。これは特に銀行の国際業務と関連して厳しくなる問題のようだが。

私が今日、銀行に取っての自己資本金の意味として格別に指摘したいことは、大変に単純な論点である。

確かに伝統的には、銀行の自己資本金は特に預金の支払準備金をカバーするものとして理解され尊重されてきた。しかし今日のように「ユーロ・ドル」が世界中で行なわれている状況で金融自由化が極端に推し進められている時期には、銀行の自己資本金が格別に必要とされる理由は、かの伝統的な預金の支払準備金であるというよりは、先進諸国の有力な銀行が全て為替銀行を兼営しなければならない・それ自身が為替銀行たらねばならぬ・ことに対応して、海外拠点にそれぞれ私のいうところの「為替基金（もときん）」を置かなければならぬが、植民地支配とかそのようなことを考えないでまったく商業ベースで考えているのであつたら、銀行はこの「為替基金」を簡単にはひねり出せない。この「為替基金」に充てるために資本金を新たに調達する必要がある。必要な「為替基金」が不足する都度、資本金を追加して調達する必要がある。前記の深町先生と吉田先生の概念は、だから、私には大変興味深い。

実はこれが、BIS 資本金規制にいう 8 パーセント以上の資本金を国際的銀行に課する問題と、重なるのではなかろうか。

[注]

注 1 英国の歴史的な金融調査報告書

Committee on Finance & Industry, Report, HMSO, 1931

(加藤三郎・西村闇也訳「マクミラン委員会報告書」、日本経済評論社、1985 年)

Committee on the Working of the Monetary System, Report, HMSO, 1959

(日本銀行調査局訳「ラドクリフ委員会報告」、日本銀行調査局、1959 年)

北 星 論 集(經) 第 36 号

Report of the Committee to Review the Functioning of Financial
Institutions, HMSO, 1980
(西村閑也監訳「ウィルソン委員会報告」, 日本証券経済研究所, 1982 年)